

2021年度 品質管理レビューの概要

Quality Control Committee

2022

OVERVIEW

●信頼の力を未来へ
jicpa

↓ 日本公認会計士協会



目次

トップメッセージ	1
【第1部 制度の概要】	4
1. 日本公認会計士協会について	6
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	7
3. 品質管理レビュー制度等	8
4. 上場会社監査事務所登録制度	20
5. 公認会計士・監査審査会との関係	24
【第2部 実施状況及び実施結果】	26
1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	28
2. 通常レビューにおける改善勧告事項	40
3. 上場会社監査事務所名簿等の状況	45
4. 今後の行動計画	47

本冊子「2021年度品質管理レビューの概要」は、品質管理レビューに係る基本的な制度説明や2021年度の運用状況を簡潔に取りまとめ、品質管理レビューの実施結果等の全体的な俯瞰や趨勢分析に焦点を当てて記載しています(本冊子と各資料との関係については、下表のとおりです)。

本冊子 「2021年度品質管理レビューの概要」	品質管理レビュー制度の概要及び2021年度の運用状況を取りまとめ、全体的な俯瞰や趨勢を分析した冊子です。
「2021年度品質管理レビューの概要(資料編)」	本編に係る補足資料として品質管理レビュー制度に関連する情報や品質管理レビューの実施状況・実施結果の推移等の数値情報を取りまとめた資料です。
「品質管理レビュー制度等の解説」	品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度を詳細に説明した資料です。
「2021年度品質管理レビュー事例解説集(I部・II部)」	品質管理レビューにおいて、発見されている改善勧告事項の具体的な事例について取りまとめた資料です。I部は品質管理レビュー制度の概要と改善勧告事項の意義を説明し、改善勧告事項の中で基本的かつ重要な項目を取り上げて、分かりやすく取りまとめています。また、II部では監査品質の向上のための実務に資するよう改善勧告事項を項目別に多くの領域で取り上げています。

「2021年度品質管理レビューの概要(資料編)」及び「品質管理レビュー制度等の解説」については、以下の当協会のウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>



なお、品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2021年5月から2022年4月までに品質管理委員会において決議したものを2021年度分として取り扱っています。

2019年7月の会則変更において、実効性及び透明性の向上の観点から品質管理レビュー制度及び関連する制度を見直し、2020年7月以降、新制度に基づき品質管理レビューを実施しています。

本冊子において、2020年6月以前の制度に基づき実施した品質管理レビューに係る記載は以下のとおり表しています。

	2020年6月以前の制度	2020年7月以降の制度
通常レビューの実施結果	限定事項のない結論	重要な不備事項のない実施結果
	限定事項付き結論	重要な不備事項のある実施結果
	否定的結論 極めて重要な準拠違反の懸念がある 限定事項付き結論	極めて重要な不備事項のある実施結果
レビュー区分	フォローアップ・レビュー	改善状況の確認

トップメッセージ



日本は、高齢化、急速な人口減少等、かねてより多くの社会課題に直面しています。そして2年以上続く新型コロナウイルス感染症は、世界中の人々に生活様式や働き方の見直し、医療体制の整備など、新たな課題を突き付けました。加えて、グリーン社会への急速な転換をはじめとする持続可能な社会の実現に向けた世界的な取組は、世界の産業構造と金融構造に大きな変革をもたらしています。我々は、今まさに時代の大転換期に生きています。

このような大きな環境変化の中で、世界が直面している困難な課題を解決するために企業が行うビジネスの果たす役割は益々大きくなっています。そして、資本市場には、社会課題を解決し、かつ利益を上げて社会の富を形成できる企業に優先的に資金を配分するという新たな機能の発揮が強く期待されています。このような状況を踏まえて、世界では、サステナビリティ情報の開示と保証についての議論が急速に進んでおり、企業情報開示の信頼性を確保する監査に対する社会の要求は益々大きくなっているといえるでしょう。しかしながら、残念なことに、企業による開示不正は世界中で後を絶たず、結果として、監査に関する基準の改訂や監査規制の強化が進んでいます。

日本においても、会計監査の更なる信頼性確保に向けて、昨年、上場会社監査事務所登録制度の枠組みに関する議論が行われ、会計監査の在り方に関する懇談会において取りまとめられた論点整理では、「登録審査やその後のレビューを通じて監査事務所が上場会社を監査するに十分な能力・態勢を備えていることを担保する規律としての実効性をより高める観点から、法律に基づく制度の枠組みを検討する必要がある」とされました。そして、金融審議会公認会計士制度部会の議論を経て、本年3月1日に上場会社監査事務所登録制度の法定化を含む「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」が第208回国会に提出され、本年5月11日に成立いたしました。この法律改正によって、現在、当協会の会則に定める制度として運用されている上場会社監査事務所の登録制度が、公認会計士法に定める制度に基づき運用されることとなります。

上場会社監査事務所登録制度は、社会的影響度の高い上場会社を監査する監査事務所について、品質管理レビューを受けることを登録要件としており、品質管理レビューと一体として機能しています。品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況をレビューすることを通じて、監査事務所が行う監査品質の適切な水準の維持・向上を図るとともに、レビューの実施状況を広く一般に開示することで制度の実効性を高め、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する役割を担っています。

上場会社監査事務所登録制度が法定化されることにより、品質管理レビューが果たす役割はこれまで以上に重要となります。引き続き制度の運用を担う当協会は、資本市場関係者からの要請に応え、資本市場の信頼性を確固たるものとするために、制度の厳格な運用と更なる充実に取り組んでまいります。

2022年6月

日本公認会計士協会

会長

手塚 正彦

品質管理委員会 委員長メッセージ

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、当協会の極めて重要な自主規制の取組の一つとして導入している品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図っています。また、資本市場における上場会社の監査の信頼性確保に資するため、2007年度から上場会社監査事務所登録制度を運用しており、上場会社を監査する監査事務所に係る名簿を備え、品質管理レビューを通じて名簿への登録の可否や必要な措置を決定するとともに、広く一般に開示しています。さらに、2022年1月には、当協会が収集している会員に関する情報の横断的・俯瞰的な利活用のための一元的な集約・分析、その結果に基づくモニタリング活動の企画立案及び実施等を目的とした部署を設置し、当協会の自主規制部門におけるモニタリング機能の充実強化を進めています。

これらの制度については、資本市場の重要なインフラである会計監査の信頼性を支える役割を担うものとして、その時々々の監査環境に応じた制度及び運用の在り方について継続的に改善を図っています。

2019年7月の会則変更を踏まえ、2020年度から引き続き、監査事務所の規模、監査事務所が実施する監査業務のリスクの程度等を勘案した実施頻度の検討、不備事項の重要度、改善措置の対応状況等を考慮した改善状況の確認方法の検討など、リスク・アプローチを徹底し、監査事務所の状況に応じた深度あるレビューを実施しました。

また、2021年3月期の上場会社等の金融商品取引法監査から、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(KAM)の記載を要することを踏まえ、2021年度の重点的実施項目に定め、品質管理レビューにおいて重点的に確認するとともに、国際品質マネジメント基準や倫理規程の改訂への対応が将来的に必要となること等を踏まえた監査事務所の対応状況についても、品質管理レビューの際に確認しました。さらに、2021年度には公認会計士法改正に向けた議論の一つとして、上場会社監査に関する登録制の導入のための議論があり、上場会社監査の品質のより一層の向上が求められていることを強く感じています。

なお、当協会がモニタリングを受けている公認会計士・監査審査会との関係においては、当協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果を踏まえた事例分析、実効性向上に向けた両制度の関係に係る意見交換など、連携を継続的に進めており、社会から期待される役割を果たすべく、今後も必要な改善・強化を図ってまいります。

公認会計士が、監査を通じて資本市場の信頼の基盤である企業情報開示の信頼性の確保に貢献していくためには、監査役等や資本市場関係者の皆様に当協会の自主規制の取組を広く継続的に情報発信し、ご理解いただくことが重要と考えています。2021年度においては、本書と併せて公表している、「品質管理レビュー事例解説集」を二部構成に変え、Ⅰ部では、品質管理レビュー制度の概要と改善勧告事項の概要説明及び基本的かつ重要な改善勧告事項を分かりやすく取り上げるとともに、Ⅱ部において、監査品質の向上のための実務に資するよう、改善勧告事項を項目別に多くの領域で取りまとめています。本書等が品質管理レビュー制度等に対するご理解の一助となれば幸いです。

第1部 制度の概要

1 日本公認会計士協会について

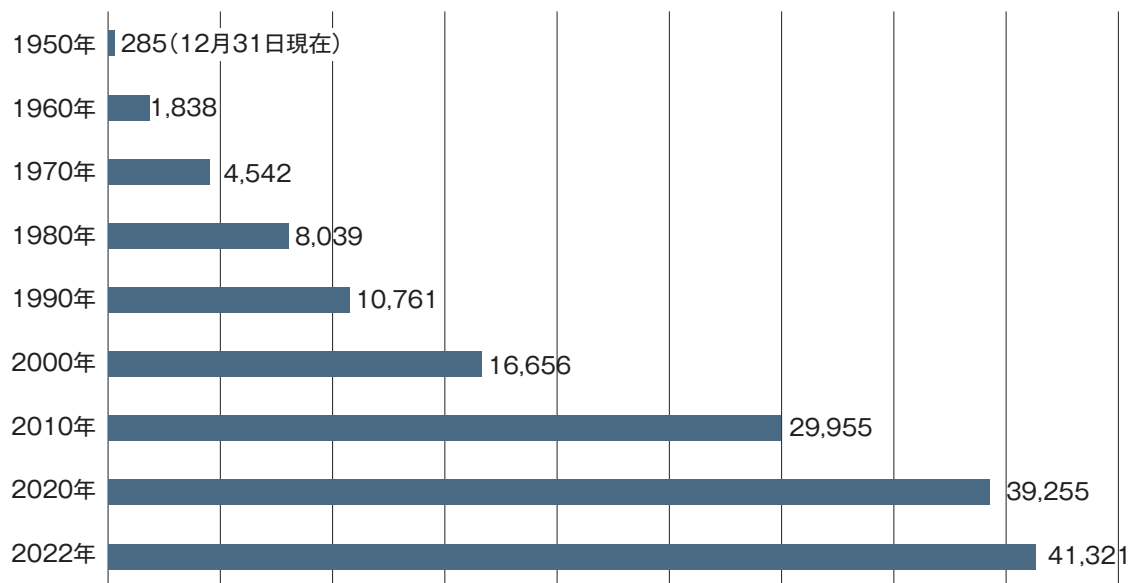
日本公認会計士協会は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法(以下「法」といいます。)で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補、公認会計士試験合格者等で構成されています。2022年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士33,217人、監査法人273事務所、準会員数は会計士補、公認会計士試験合格者等7,831人で、準会員を含む会員数は41,321です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行っています。

【会員数の推移(各年3月31日現在)】



2 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



3 品質管理レビュー制度等

(1)品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

① 品質管理レビュー制度

当協会は、自主規制の取組の一環として、法の趣旨を踏まえ、法第2条第1項の業務(監査業務)の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施し、公認会計士・監査審査会(以下「審査会」といいます。)によって2004年度からモニタリングを受けています。

当協会に設置した品質管理委員会は、会則に基づき、品質管理レビュー基準・手続等に準拠して品質管理レビューを実施することにより、監査法人又は公認会計士(以下併せて「監査事務所」といいます。)の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認するとともに、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定します。なお、品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

② 上場会社監査事務所登録制度

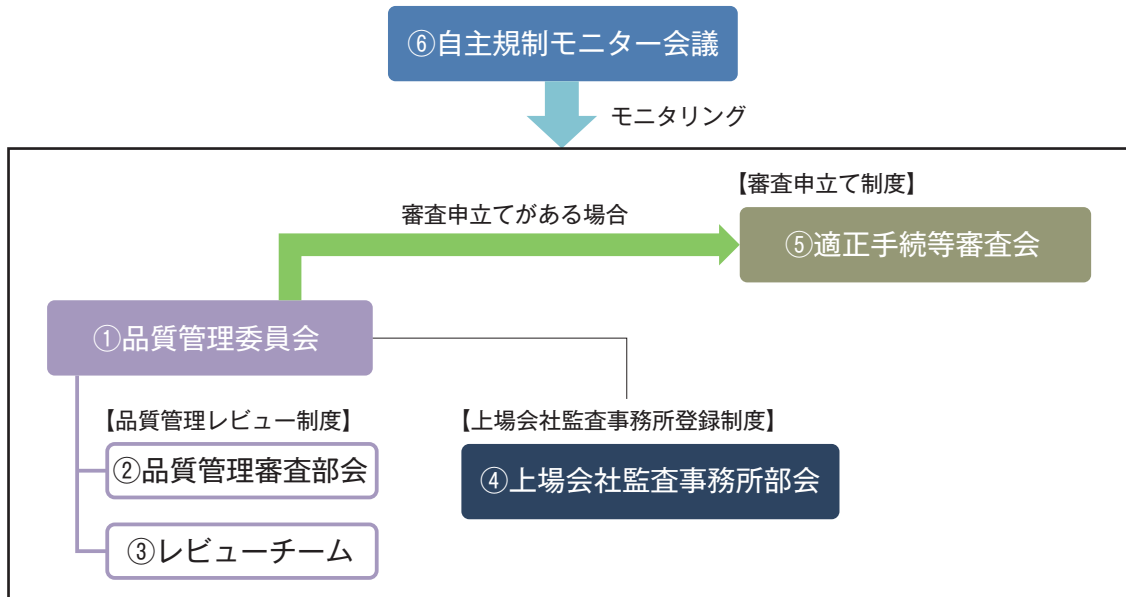
当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所(以下「上場会社監査事務所」といいます。)における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年度に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度では、品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会に上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、品質管理委員会において決定した名簿への登録可否や措置の結果を開示しています。

各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿(以下「上場会社監査事務所名簿等」といいます。)に登録されている監査事務所(以下「登録事務所」といいます。)でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度のより詳細な内容については、「4.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

(2)品質管理レビュー制度等の組織体制

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度(以下「品質管理レビュー制度等」といいます。)は、品質管理委員会を中心に下図のとおり運営されています(詳細は、「品質管理レビュー制度等の解説『Ⅱ 3. 品質管理レビューの運営』、『Ⅳ 2. 上場会社監査事務所登録制度』及び『Ⅴ 1. 当協会の自主規制に係る組織体制』」をご参照ください。)



① 品質管理委員会

品質管理レビューの実施結果、上場会社監査事務所の登録に関する審議・決定等を行います。

② 品質管理審査部会

品質管理レビューの実施状況、実施結果及び上場会社監査事務所の登録に関する審査を行います。

③ レビューチーム

品質管理レビュー及び上場会社監査事務所の登録等に関する調査を実施します。

④ 上場会社監査事務所部会

上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報収集、上場会社監査事務所名簿等の管理等を行います。

⑤ 適正手続等審査会

上場会社監査事務所名簿等の登録及び登録に関する措置について、関係会員からの審査申立てを審査します。

⑥ 自主規制モニター会議

品質管理委員会の運営状況について、大局的な視点から意見を述べ、助言を行います。

(3) 監査事務所の品質管理のシステム

品質管理レビューでは、監査事務所が以下の事項に関する品質管理のシステムを適切に整備し運用できているかどうかを確認しています。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」といいます。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されます。監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して個々の監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 監査業務の品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制(専門要員の確保を含む。)の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積(監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等)
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化

- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

(4)品質管理レビューの種類及び対象監査事務所

品質管理レビューは、通常レビューと特別レビューの二つから構成されます。

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、その年度に通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー	特別レビュー
目的	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認します。	監査事務所の 特定分野又は特定監査業務に係る 品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認します。
実施頻度	原則として3年に一度(大手監査法人 ^(注1) は2年に一度)の頻度で実施します。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮又は延長して実施する場合があります(ただし、少なくとも5年に一度の頻度で実施します。)	品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施します。 ・ 監査事務所の品質管理体制 ・ 監査実施状況 ・ 特定のテーマ
対象	通常レビュー対象監査事務所 ^(注2)	監査契約を締結している全ての監査事務所
手法	往査	往査、聴取又は書面

(注1)大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ常勤の専門要員が1,000人以上の監査事務所をいい、EY新日本有限責任監査法人、PwCあらた有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツが該当します。

(注2)通常レビュー対象監査事務所とは、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所をいいます。

【通常レビュー対象監査事務所】

(2022年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士 ^(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	152事務所	64事務所	216事務所
うち登録事務所 ^(注2)	131事務所	11事務所	142事務所

(注1)複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」といいます。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めています。

(注2)上場会社監査事務所登録制度の概要については「4.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

(5)品質管理レビューの実施方法

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施しています。また、下図のとおり「監査事務所の品質管理のシステム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

● 監査事務所の品質管理のシステムの確認

監査事務所の品質管理のシステムが、適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

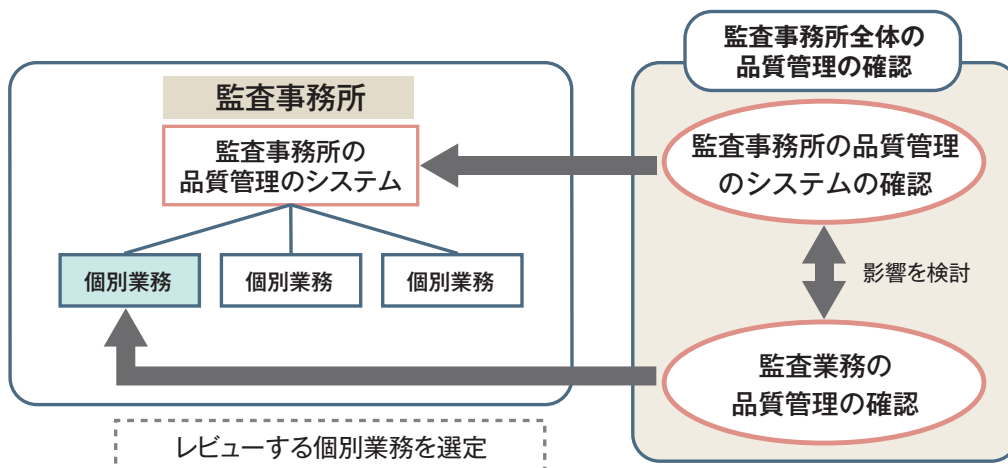
● 監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個々の監査業務(以下「個別業務」といいます。)において適切に運用されているかどうかを確認します。

なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査業務のリスクの程度や業務内容等の監査事務所の状況等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】



② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、年度の途中であっても特別レビューを早急を実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野、特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上でレビューを実施します。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ】

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

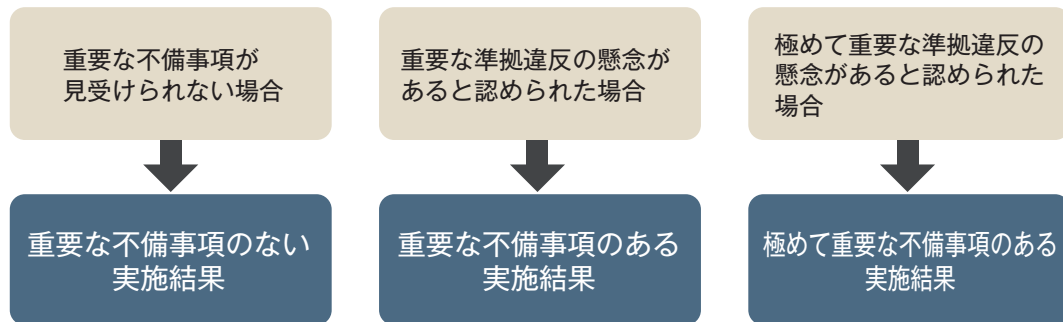
(**橙色**はレビューチームが実施する手続、**青色**は品質管理委員会又は品質管理審査部会が実施する手続です。)



(6)品質管理レビューの実施結果

監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。



※ 特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明しています。

重要な不備事項等のある実施結果は、例えば、品質管理のシステムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合や重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません(実施結果の不表明)。

❶ 品質管理レビューの実施結果の詳細(具体的な例示を含みます。)を「品質管理レビュー制度等の解説」に掲載していますので、併せてご参照ください。

(7)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると認められた事項(改善勧告事項)がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。

また、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、改善計画書の作成・提出が求められます。

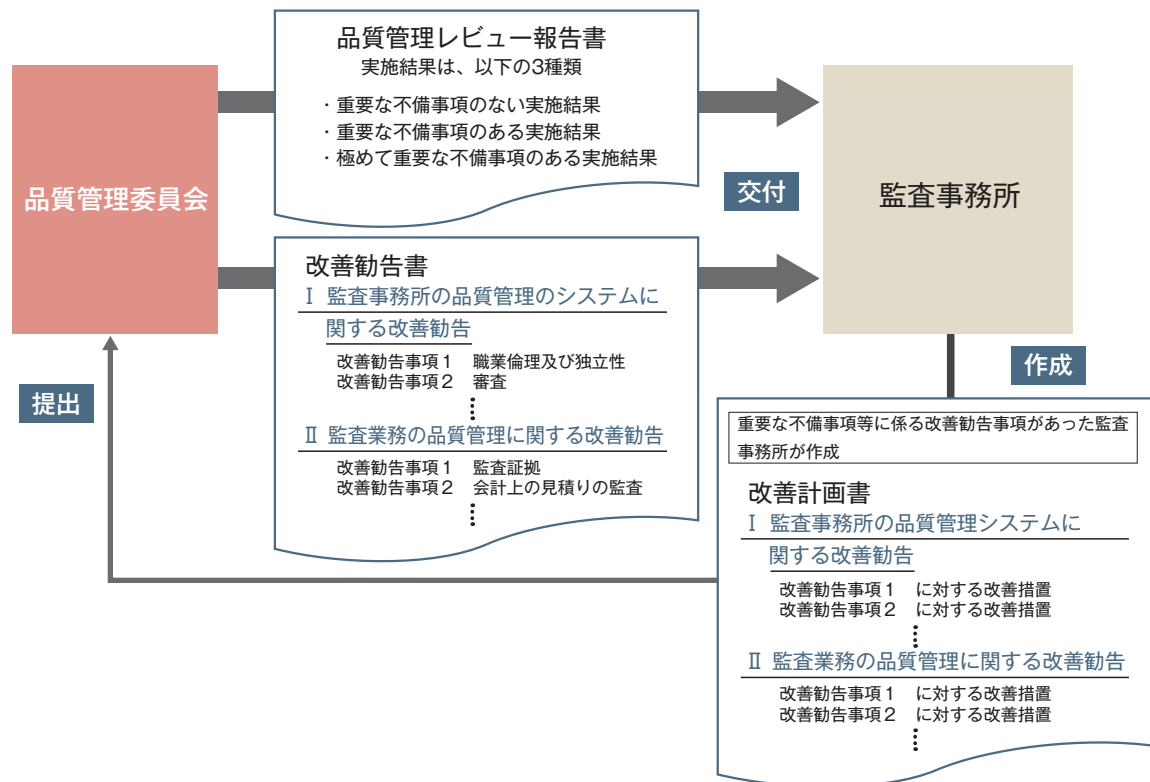
① 改善勧告書

改善勧告書には、監査事務所の品質管理のシステムに関する改善勧告と、監査業務の品質管理に関する改善勧告を区分して、改善勧告事項を記載します。

② 改善計画書

監査事務所は、改善勧告事項のうち、重要な不備事項等に係る改善勧告事項に対する改善措置を記載した改善計画書を作成し品質管理委員会に提出します(監査事務所は、それ以外の不備事項に対する改善措置を記載する必要はありませんが、改善を勧告された全ての事項について自主的な改善を図る必要があります。)。レビューチームは改善計画書の作成の有無にかかわらず、監査事務所の改善を促すために必要な指導を行います。

【改善勧告書と改善計画書】



(8)改善勧告事項となった原因(根本原因の分析)

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果がある場合には、監査事務所は、改善計画書において、「改善勧告事項となった原因」を記載しています。

「改善勧告事項となった原因」には、更に根本的な原因が存在している場合があります。複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が付されている場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高経営責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載しています。

(9)品質管理レビューに係る実務運用(異議申立て制度)

品質管理委員会には、監査事務所が、受領した品質管理レビュー報告書(案)において、重要な不備事項等が指摘された場合で、当該指摘事項について監査事務所の主張が十分に検討されていないと思料する相当の理由があるときは、監査事務所の主張を根拠付ける資料を添付した異議申立書により、審査部会に対して異議の申立てを行うことができる制度があります。なお、2021年度において1監査事務所から異議申立てがありました。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善状況の報告を求め、それを閲覧することによって監査事務所における改善措置の実施状況を確認します。

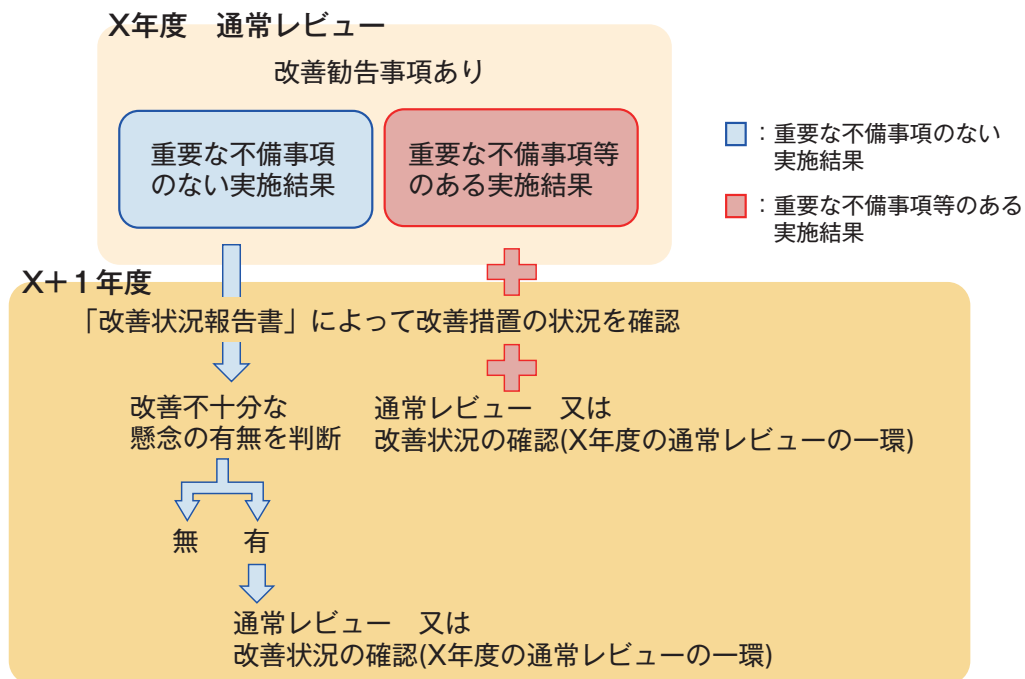
なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。

● 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施します。

● 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

改善状況報告書を閲覧した結果、改善の不十分な懸念が認められる監査事務所に対して、通常レビュー、又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。



※ 特別レビューは品質管理委員会の判断に基づき、監査事務所の品質管理体制等について適時に確認することが必要と認める理由がある場合に実施するため、重要な不備事項等はなく、不備事項のみが見受けられた場合であっても、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしています。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理レビューの結果に基づき、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、自主的な改善を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、監査事務所に対する措置を決定しています。品質管理委員会は、改善状況の確認を含む、品質管理レビューの指摘事項及び実施回数に応じて、原則として以下のとおり監査事務所に対する措置を決定します。また、前回以前の指摘事項が改善されておらず、改めて指摘事項となったときは、より厳格な品質管理レビュー制度上の措置を検討します。

なお、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、辞退勧告を決定します。

また、登録事務所に対して辞退勧告を決定した場合には、当該措置に加え、上場会社監査事務所名簿等への登録を取り消す場合があります(概要は「4. 上場会社監査事務所登録制度(3)上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」をご参照ください。)

【品質管理レビュー制度上の措置】

指摘事項	品質管理レビュー 1回目	品質管理レビュー 2回目	品質管理レビュー 3回目以降
極めて重要な不備事項	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注2)	辞退勧告 ^(注2)
重要な不備事項	厳重注意 ^(注1)	辞退勧告 ^(注1)	辞退勧告 ^(注2)
不備事項	措置なし	注意	厳重注意

(注1)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがあります。

(注2)品質管理レビュー制度上の措置として、辞退勧告は最も厳格な措置となります。したがって、極めて重要な不備事項のあった品質管理レビューの2回目以降で、同様に極めて重要な不備事項があった場合は辞退勧告となります。また、重要な不備事項の3回目以降も同様です。

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度(品質管理委員会)と個別事案審査制度(監査・規律審査会)は、必要に応じて連携し、監査業務の品質向上に努めており、各制度における調査・審査を通じて、互いの制度の所掌に属する重大な事項を発見した場合で、必要と認めるときには、適時に情報連携を行い双方で必要な対応を図ります。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」といいます。)を第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が第三者に開示することができます。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

上場会社等の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」といいます。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含みます。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。ただし、品質管理レビュー報告書等自体を開示することはできません。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

(15)品質管理レビュー制度等の運営状況のモニタリング

品質管理委員会の運営状況については、当協会の自主規制活動の客観性及び公平性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関として、主に会員外の学識経験を有する者で構成されている自主規制モニター会議によるモニタリングを受けています。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>

4 上場会社監査事務所登録制度

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しています。

品質管理委員会には、上場会社監査事務所部会が設置されており、同部会に上場会社監査事務所名簿等及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト(以下「抹消リスト」といいます。)を備え、当協会のウェブサイトに開示しています。

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	開示すべき書類	品質管理レビュー実施状況 ^(※1)	措置懲戒行政処分勧告 ^(※2)	レビュー上の開示 ^(※3)	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	2021年度 通常：2021/12 レビュー：2019/03 フォロー：2017/02	あり		2022/1/10
エービーシー カンサハウジン ABC監査法人	法人	カイケイ ハナコ 会計 花子	大阪府	誓約書 品質管理概要 説明書類	2021年度 確認：2022/ 1 特別：2020/10 レビュー：2018/12			2022/1/31

(※1)「品質管理レビュー実施状況」に記載される用語の意味は、それぞれ以下のとおりです。

通常：通常レビュー(2020年6月以前の制度に基づき実施されたものについては「レビュー」と表記しています。)

特別：特別レビュー(リンク先に実施概要が掲示されます。)

確認：改善状況の確認

フォロー：2020年6月までの制度における「フォローアップ・レビュー」

再フォロー：2020年6月までの制度における「再フォローアップ・レビュー」

(※2)「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

(※3)品質管理レビューの結果、重要な不備事項等が認められた場合は、「レビュー上の開示」欄のリンク先にその概要が掲示されます。

- ❶ 各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、登録事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、登録事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています(東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等)。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理レビューの実施状況、重要な不備事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。なお、登録事務所の種別及び抹消リストは、以下のとおりです。

【登録事務所の種別】

種別	名簿名称	登録の申請条件	登録審査の方法
本登録事務所	上場会社 監査事務所 名簿	上場会社と監査契約を締結した 準登録事務所	通常レビューを実施し、 その結果に基づき、登録 の可否を決定
準 登 録 事 務 所	品質管理レビュー 実施前 監査事務所	上場会社との監査契約を締結する 具体的な予定がある監査事務所	レビューチームによる調 査(往査)を実施し、その 結果に基づき、登録の可 否を決定
	品質管理レビュー 実施済 監査事務所	以下のいずれもの条件を満たした 監査事務所 ・将来上場会社との監査契約を締結 する意向があること。 ・上場会社と同等と認められる会社 と監査契約を締結していること。	通常レビューを実施し、 その結果に基づき、登録 の可否を決定

【抹消リスト】

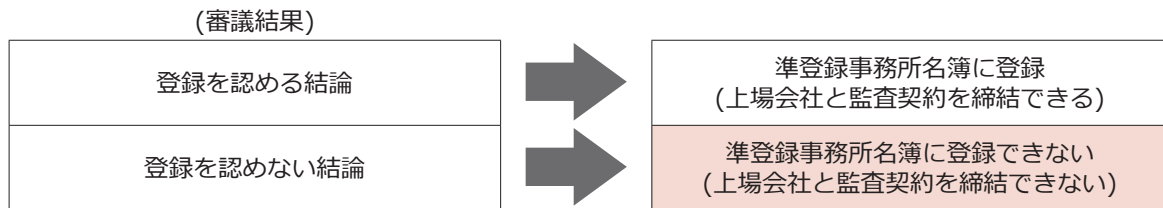
名簿名称	抹消リストに記載される監査事務所
上場会社監査事務所名簿等 抹消リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社と監査契約を締結したにもかかわらず、本登録申請を行わない監査事務所。 ・本登録事務所に対し品質管理レビューを実施した結果、辞退勧告の措置が決定され、併せて上場会社監査事務所名簿への登録の取消し措置が決定された監査事務所。 ・上場会社監査事務所名簿への登録の申請について、登録を認めない決定がなされた監査事務所。 ・懲戒処分等^(注)を受けたことに起因し、上場会社監査事務所名簿等から抹消された監査事務所。

(注)「懲戒処分等」とは、金融庁からの行政処分又は当協会の懲戒処分のうち、細則で定められた処分を指します。

(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

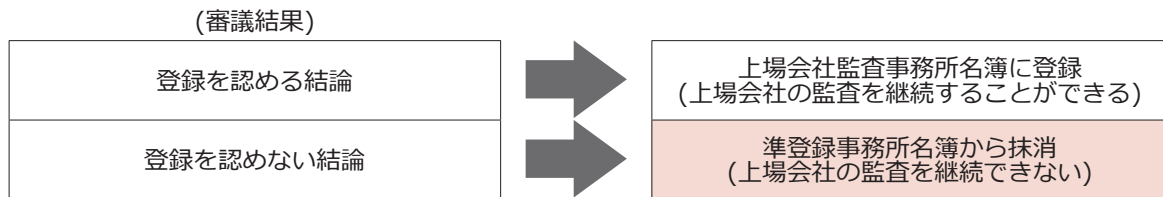
① 準登録事務所名簿への登録の審査

監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請しなければなりません。なお、品質管理レビュー実施前監査事務所は、上場会社との契約予定が生じる都度、登録を申請しなければなりません。レビューチームによる調査又は通常レビューを実施した結果に基づいて、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。



② 上場会社監査事務所名簿への登録の審査

準登録事務所が上場会社と監査契約を締結した場合には、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければなりません。通常レビューを実施した結果に基づいて、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

品質管理レビューを実施した結果、登録事務所に対して極めて重要な不備事項が見受けられ、品質管理レビュー制度上の措置として「辞退勧告」を決定した場合には、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として「登録の取消し」を併せて決定します。

また、品質管理レビューを実施した結果、重要な不備事項等が見受けられた場合、その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて「登録の取消し」の可否を検討します。

なお、登録を取り消された監査事務所は、抹消リストに記載されるとともに名簿再登録制限者に指定されます。名簿再登録制限者に指定された者は、指定の解除を受けない限り、上場会社監査事務所名簿等への登録を申請することはできません。

(4)上場会社監査事務所名簿等への開示

品質管理レビューを実施した結果、重要な不備事項等が見受けられた登録事務所は、資本市場関係者に対する情報提供の一環として、上場会社監査事務所名簿等(本登録事務所であって、登録が取り消された監査事務所の場合には、抹消リスト)において、その旨及びその概要が開示されます。

また、登録事務所が金融庁長官又は当協会から懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容に応じてその事実を開示する場合があります。

(5)審査申立て制度

上場会社監査事務所名簿等への登録又は上場会社監査事務所登録制度上の措置等に関して手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明した場合には、当該監査事務所は、適正手続等審査会に審査申立てを行うことができます。

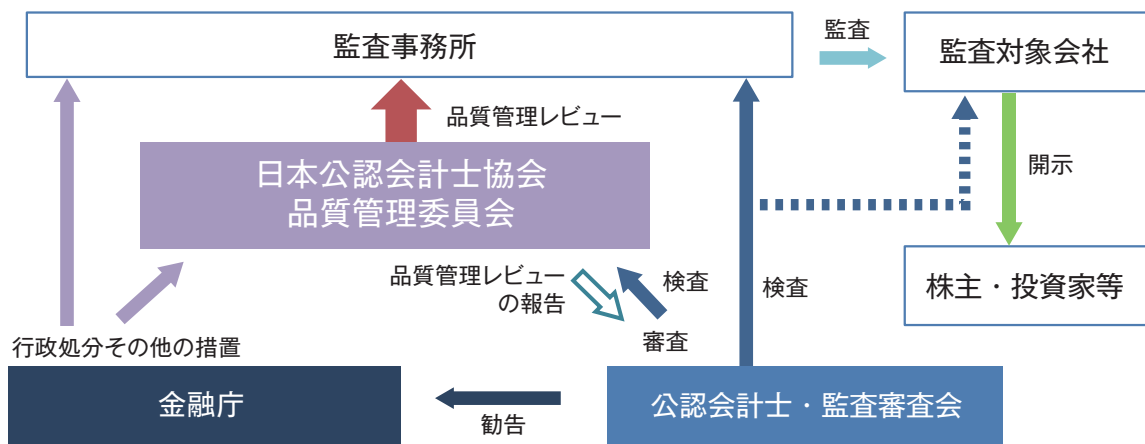
- ❶ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、体制を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています(2021年度の状況については、「【第2部 実施状況及び実施結果】3. 上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください)。

5 公認会計士・監査審査会との関係

(1) 審査会によるモニタリング

当協会は、法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

【金融庁、審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(2) 審査会との連携の状況

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、審査会と実務者レベルの検討会を定期的実施しており、事例の分析等を通じて課題や改善策を取りまとめ、翌年度以降のレビューにつなげる取組を行っています。

2021年度においても、個別の事例を用い、審査会検査及び品質管理レビュー双方の実施結果の分析により得られた検討課題について、検査官とレビューアーとの間で意見交換や議論を行いました。2020年度以降、審査会との事例分析を通じて掲げた品質管理レビューの方針「監査事務所の業務管理体制の理解を踏まえたレビューの計画・実施・指導」に基づき新制度を運用していますが、2022年度においても同様の方針とこれに基づく施策の実施を継続することとし、実効性向上に向けた更なる運用改善に取り組むこととします。なお、分析により得られた運用面の個別の改善事項や留意点については、レビューアーへの周知・研修により実務運用の徹底を図っています。

また、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や、中小規模の監査事務所に対する指導・監督機能の充実について継続的に意見交換を行う中で、大手監査法人のレビュー実施頻度について検討を進めた結果、現行の2年に一度から、原則的な3年に見直すこととしました。このほか、監査事務所の事務負担の軽減や作業の効率化のため、書類の提出、協会による情報収集の方法等についても意見交換を行い、適宜運用面の改善を図ることとしています。

今後も、品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、深度ある効果的な連携のための取組を進めてまいります。

第2部 実施状況及び実施結果

1 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1)品質管理レビューの計画

2021年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。赤字部分は2021年度に追加した項目です。

- 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土
 - ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ・ 職業倫理及び独立性(監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)
 - ・ 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存
- 個別業務における監査の実施状況
 - ・ 監査上の主要な検討事項
 - ・ 会計上の見積りの監査
 - ・ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
 - ・ グループ監査の手続
 - ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
 - ・ 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

2021年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

監査事務所の業務管理体制等を理解した上で品質管理レビュー計画を策定する際に、留意した主な事項は以下のとおりです。

- ①情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
 - ・ 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
 - ・ 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
 - ・ 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考の上、監査業務数を決定する。
- ②通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
 - ・ 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
 - ・ 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。
- ③監査事務所との深度あるコミュニケーション
 - ・ 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所と深度あるコミュニケーションを行う。
 - ・ 改善計画書を作成する場合には、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。
- ④指導機能の充実
 - ・ 通常レビュー等の往査終了後においても、必要に応じて訪問や電話等を行い、改善勧告事項となった根本的な原因を特定した上での効果的な改善計画の策定及び改善措置の適切な実施について継続的に指導を行う。

2021年度品質管理レビューにおける新型コロナウイルス感染症への運用上の対応等

前年度に引き続き2021年度の品質管理レビューも新型コロナウイルス感染症の影響下での実施となりました。当協会から「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」及び「リモートワーク対応」が順次公表されたことを踏まえ、品質管理レビューでは、監査人が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響下においても、十分かつ適切な監査証拠が入手できているかを特に確認しました。また、運用上の対応として、新型コロナウイルス感染症急拡大下での日程変更等の調整や、いわゆる三密を回避するために監査事務所の状況を事前に確認し、必要に応じてリモートによるレビュー、広い会議室の利用、換気の徹底等の対応を実施しました。

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、下表のとおりです。

	実施 監査事務所数	レビュー報告書交付 監査事務所数	繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	76 (56)	75 ^(注4) (57) ^(注5)	2 (1)
改善状況の確認	11 ^(注6) (13)	9 (13)	2 (-)
合計	87 (69)	84 (70)	4 (1)
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注7)	209 (206)		
通常レビュー実施割合	36% (27%)		
レビュー実施割合	42% (33%)		

(注1)()内には2020年度の数値を記載しています。

(注2)特別レビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていません。

(注3)通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」といいます。)です。

(注4)2020年度からの1繰越監査事務所への交付を含め、2022年度への2繰越監査事務所を除いています。

(注5)2019年度からの2繰越監査事務所への交付を含め、2021年度への1繰越監査事務所を除いています。

(注6)表中以外に2021年度改善状況の確認において、レビュー拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所が1監査事務所あります。

(注7)2020年4月1日及び2021年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮して2021年度にレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、伸長して2022年度以降にレビューを実施することとした監査事務所数は下表のとおりです。なお、前年度において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮した結果、レビューの実施頻度を伸長した監査事務所が多くなりました。2021年度においては、これらの伸長した監査事務所について、特段の理由がない限り、いずれも通常レビューを実施しています。

	2020年度	2021年度
短縮した監査事務所数	5	10
伸長した監査事務所数	29	12

通常レビュー対象監査事務所及び通常レビュー又は改善状況の確認を実施した監査事務所(以下それぞれ「通常レビュー実施監査事務所」、「改善状況の確認実施監査事務所」といいます。)の規模ごとの内訳は、下表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所数の内訳		
			通常レビュー 実施監査事務所数	改善状況の確認 実施監査事務所数	
登録事務所	大手・準大手 ^(注2)	9 (9)	4 (3)	- (-)	
	大手・ 準大手以外	10社以上	20 (17)	8 (5)	3 (5)
		5~9社	26 (32)	9 (8)	3 (5)
		2~4社	50 (40)	21 (8)	2 (2)
		2社未満	32 (38)	10 (14)	1 (1)
計 ^(注3)	137 (136)	52 (38)	9 (13)		
その他の監査事務所 ^(注4)		72 (70)	24 (18)	2 (-)	
合計		209 (206)	76 (56)	11 ^(注5) (13)	

(注1)()内には、2020年度の監査事務所数を記載しています。

(注2)「大手・準大手」は、大手監査法人及び準大手監査法人を表し、以下9監査事務所のことをいいます。

大手監査法人：EY新日本有限責任監査法人、PwCあらた有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ

準大手監査法人：仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC京都監査法人

(注3)レビュー対象年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

(注4)「その他の監査事務所」は、登録事務所以外の監査事務所を記載しています。

(注5)表中以外に、品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所が1監査事務所あります。

(3)品質管理レビューの実効性向上に関する取組

透明性及び実効性向上を目的に2020年7月から新制度に基づき品質管理レビューを実施しており、2021年度は以下の点に取り組みました。

① 根本原因に対する指導・監督

レビューチームは、改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

また、重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理レビューの実施結果に基づく措置を決定するとともに、登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

なお、重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所のうち、自主改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、改善勧告書の冒頭に根本原因の記載を行う等の改善指導を行っています。

② 業務管理体制の深度ある理解

レビューチームは、監査事務所の品質管理体制や個別業務で選定した会社等の状況の理解だけでなく、監査事務所の業務管理体制も十分に理解した上でレビュー計画を策定し実施しています。

レビュー手続を実施した結果として、改善勧告事項がある場合には、発見事項となった根本的な原因の検討において、業務管理体制上の問題が認められるかどうかも含めて、監査事務所によって原因が適切に特定され、それに沿った改善措置が策定されるように指導しています。

また、翌年度における改善措置の状況の確認においては、監査事務所による改善措置の実施が単に対症療法的なものにとどまることなく業務管理体制の変更も含めて実施されているかどうかにも留意して、当該改善措置が着実に実施されていることを確認します。

③ 専門的分野に係る照会制度の活用

品質管理審査部会に専門的知見(倫理、会計、IT等)を有する者を専門部会員として置き、品質管理レビューの実施に当たって、必要に応じて見解を照会できる制度を活用して8件(2020年度は3件)の照会を行いました。

④ 事後指導の強化

レビューチームは、往査終了時又は往査終了後において、品質管理レビューで認識された課題とその背景にある業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえて、監査事務所が策定した改善施策が実行可能で効果的なものとなっているか確認するとともに、必要に応じて見直しを指導しています。

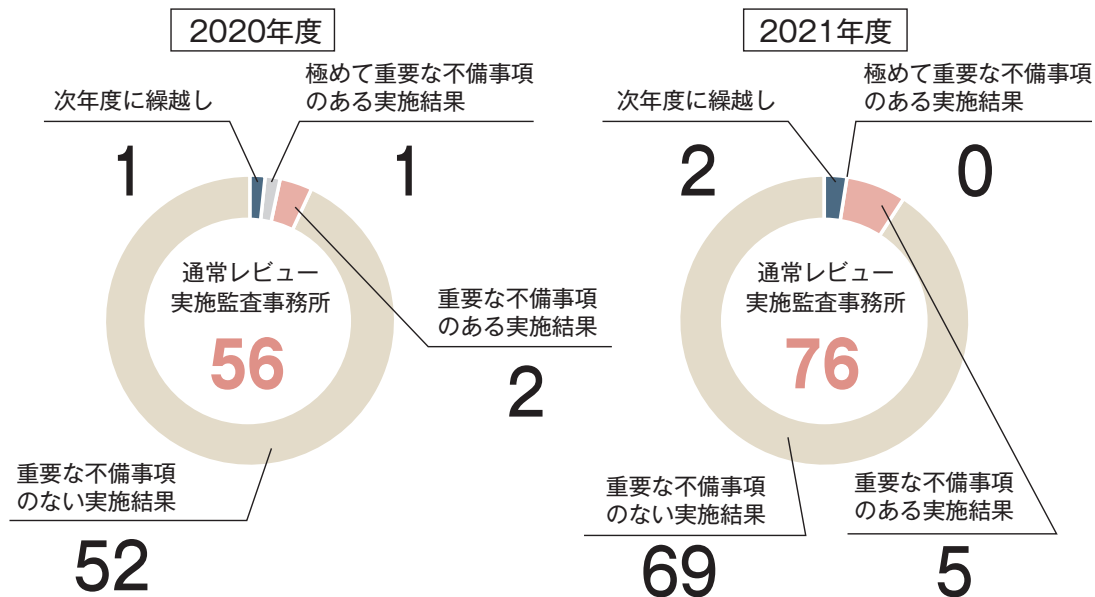
なお、当該事後指導は、監査事務所の有する課題の重要性や自主改善の懸念の程度に応じて、手段や頻度を決定して実施しています。

(4)通常レビューの実施結果

品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2021年5月から2022年4月までに品質管理委員会において決議したものを2021年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2021年度の通常レビュー実施監査事務所(76監査事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が69監査事務所、「重要な不備事項のある実施結果」が5監査事務所、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が0監査事務所となりました。なお、繰越監査事務所は2監査事務所であり、「実施結果の不表明」はありませんでした。



2021年度は通常レビュー実施監査事務所が2020年度から増加したこともあり、重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数も2020年度の3監査事務所から2021年度は5監査事務所に増加しました。なお、2020年度に重要な不備事項等のある実施結果が表明された3監査事務所のうち、1監査事務所は2021年度において改善状況の確認の実施を予定していましたが、レビュー拒否となりました。また、その他の2監査事務所は監査人交代によって、通常レビュー対象監査事務所外となっています。

なお、2020年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2021年度に繰り越された1監査事務所の実施結果は、「極めて重要な不備事項のある実施結果」です。当該事務所は、2021年度においても通常レビューを実施していますが、品質管理レビュー報告書の交付は次年度に繰り越しました。

重要な不備事項等のある実施結果が表明された5監査事務所は、監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査のための体制整備の必要性に対する最高経営責任者の認識不足、社員脱退や時間的制約により組織的な監査が実施できていないといった根本的な原因から、監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査及び定期的な検証が有効に機能していないなど、監査事務所としての品質管理に不備があることが共通しています。

また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じていることが共通しています。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、下表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		実施結果等の種類別の内訳					
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	繰越監査事務所	合計	
登録事務所	大手・準大手	4 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)	
	大手・準大手以外	10社以上	8 (5)	- (-)	- (-)	- (-)	8 (5)
		5~9社	9 (8)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (8)
		2~4社	16 ^(注3) (9)	4 ^(注3) (1)	- (-)	1 (-)	21 (10)
		2社未満	10 (14)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (14)
	計	47 (39)	4 (1)	- (-)	1 (-)	52 (40)	
その他の監査事務所		22 (14)	1 (2)	^(注4) 1 (1)	1 (1)	25 (18)	
合計		69 (53)	5 (3)	1 (1)	2 (1)	77 (58)	

(注1)()内には、2020年度の監査事務所数を記載しています。

(注2)登録事務所のうち「大手・準大手以外」の監査事務所については、上場会社監査数ごとに記載しています。

(注3)2019年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2020年度に繰り越された2監査事務所の実施結果が、それぞれ1監査事務所ずつ含まれています。

(注4)2020年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2021年度に繰り越された1監査事務所の実施結果が含まれています。

❶ 「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。なお、重要な不備事項等の事例については、「2021年度品質管理レビュー事例解説集Ⅰ部・Ⅱ部」をご参照ください。

② 重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア. 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況

監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

重点的実施項目	2019年度	2020年度	2021年度
1. 監査業務の品質を重視する風土	3	2	3
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	3	2	1
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1	4	5
4. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)	3	—	1
5. 監査上の主要な検討事項に関する対応等	—(注2)	—	—
6. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	—(注2)	4	11

(注1)複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所があります。

(注2)2019年度以前に重点的実施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

2021年度に重要な不備事項等のある実施結果となった事務所が6監査事務所(うち1監査事務所は2020年度繰越監査事務所)あり、「1. 監査業務の品質を重視する風土」と「2. 監査事務所のガバナンスや組織運営」についての改善勧告はこれらの事務所から生じています。これは、監査事務所の代表者が組織的な監査を実施するための必要性を十分に認識していない、多数の社員脱退により業務管理体制が確立しておらず組織的な不正リスク対応が図れなかったこと等に起因するものです。

また、「3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」についての改善勧告事項には、専門要員の評価の基準が定められておらず、評価プロセスが十分に整備され、かつ運用されていない、といった内容が含まれています。

2021年度に増加している「6. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」についての改善勧告事項には、監査ファイルの最終的な整理に関する方針を定めているものの、監査ファイルの最終的な整理完了日の記録がないため、期限内に整理が完了したか否かが明確になっていないといった、運用面での指摘内容が主に含まれています。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

重点的实施項目	2019年度	2020年度	2021年度
1. 監査上の主要な検討事項	— (注2)	— (注2)	—
2. 会計上の見積りの監査	32	17	47
3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・職業的懐疑心	3	2	5
・収益認識	19	16	32
・経営者による内部統制を無効化するリスク	46	15	27
4. グループ監査の手続	3	2	—
5. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査	— (注2)	3	2
6. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続	— (注2)	1	—

(注1)複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所があります。

(注2)2020年度以前に重点的实施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

2021年度は、通常レビュー実施監査事務所が2020年度の56監査事務所から76監査事務所へ20監査事務所増加し、重点的实施項目に関連した改善勧告を受けた監査事務所数も増加しました。改善勧告事項は2020年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「2. 会計上の見積りの監査」では、2020年度に引き続きのれんを含む固定資産の減損に係る改善勧告事項が多く、また、投融資の評価、棚卸資産の評価、貸倒引当金その他の見積り項目からも幅広く改善勧告事項が生じています。具体的な内容としては、経営者が使用した仮定に対して批判的に検討する姿勢の不足や、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データの検討不足などがあります。

「3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」では、「収益認識」が多く、2020年度に減少傾向であった「経営者による内部統制を無効化するリスク」も再び増加しています。具体的な内容として、収益認識については不正リスク認識要否の検討不足、不正リスクに応じて立案したリスク対応手続の実施漏れや、より証明力の強い監査証拠の入手不足などがあります。また、経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続については、その多くが仕訳テストについてであり、不正シナリオの検討が不十分、抽出された仕訳入力に対する詳細テスト等が未実施といった改善勧告が多くありました。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

(5)特別レビューの実施状況及び実施結果

2021年度の特別レビューは、監査事務所が、元監査人が監査した対象期に係る訂正有価証券報告書に含まれる財務諸表等に対する監査契約を締結し、短期間で監査意見を表明していたことから、監査事務所や当該過年度訂正監査業務の品質管理の状況(受嘱手続、専門要員の確保、業務の実施など)を特に確認する目的で実施しました。

なお、特別レビューの実施状況及び結果は下表のとおりです。

	2020年度		2021年度
特別レビューの実施テーマ	監査事務所の合併	監査人の交代	過年度訂正監査
実施監査事務所数	1	6	1
実施結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果

(6)改善措置の状況の確認**① 改善状況の確認**

改善状況の確認実施監査事務所(11監査事務所)について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、下表のとおりです。なお、2021年度中に品質管理レビュー手順の拒否により改善状況の確認を実施できなかった監査事務所が下表以外に1監査事務所あります。

(単位：事務所)

		確認結果の内訳				
		改善の不十分な事項 のない確認結果	改善の不十分な事項 のある確認結果	繰越監査 事務所	合計	
登録 事務所	大手・準大手	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	大手・ 準大手 以外	10社以上	2 (4)	1 (1)	- (-)	3 (5)
		5~9社	3 (4)	- (1)	- (-)	3 (5)
		2~4社	1 (1)	1 (1)	- (-)	2 (2)
		2社未満	- (1)	1 (-)	- (-)	1 (1)
計	6 (10)	3 (3)	- (-)	9 (13)		
その他の監査事務所		- (-)	- (-)	2 (-)	2 (-)	
合計		6 (10)	3 (3)	2 (-)	11 (13)	

(注)()内には、2020年度の監査事務所数を記載しています。

2021年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、2020年度と変わらず3監査事務所でした。なお、2020年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された3監査事務所については、各監査事務所の状況を踏まえ、2021年度に1監査事務所は実施頻度を短縮して通常レビュー、1監査事務所は連続して改善状況の確認を実施しました。また、1監査事務所は2020年度において監査事務所を解散しています。

② 書面による改善措置の確認結果

監査事務所から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、下表のとおりです。なお、2021年度において、改善不十分の懸念が認められた1監査事務所は、2021年度に改善状況の確認を実施し、繰越監査事務所となっています。

(単位：事務所)

		2020年度	2021年度
改善状況報告書により改善不十分の懸念の有無を確認する 対象監査事務所		60	46 ^(注1)
改善不十分の懸念	有	1 ^(注2)	1
	無	59	44

(注1)改善状況報告書を閲覧した結果、監査事務所による改善措置が的確に講じられていることを確認できず、改善不十分の懸念の判断に至らなかった1監査事務所を含みます(2022年度に通常レビューを実施します。)

(注2)2020年度に提出された改善状況報告書を閲覧した結果、改善不十分の懸念が認められたため、実施頻度を短縮し、2021年度に通常レビューを実施(重要な不備事項のない実施結果)しました。

(7)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

① 措置の決定

通常レビューの実施結果に基づき決定した措置は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの実施結果等と措置の関係				
品質管理レビューの実施結果等	措置 ^(注2)	2019年度	2020年度	2021年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	－	－	1
	辞退勧告(改善不十分)	1	1	－
	厳重注意	2	－	－
	小計	3	1	1
重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	－	－	－
	辞退勧告(改善不十分)	－	1	－
	厳重注意	－	－	3
	厳重注意(改善不十分)	－	1	1
	注意	3	1	1
	小計	3	3	5
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	注意(改善不十分)	1	1	3
合計		7	5	9

(注1)品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

(注2)「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、通常レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

(注3)表中に、前年度から繰り越された監査事務所のうち、措置が決定された監査事務所数を、2019年度に1監査事務所、2020年度に2監査事務所、2021年度に1監査事務所を含めています。品質管理レビューの実施結果及び措置は、2019年度が「限定事項付き結論及び注意」、2020年度が「限定事項のない結論及び注意(改善不十分)」と「限定事項付き結論及び注意」、2021年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」です。

レビュー手続の拒否及び改善状況の確認の実施結果に基づき決定した措置は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの実施結果等と措置の関係				
品質管理レビューの実施結果等	措置	2019年度	2020年度	2021年度
レビュー手続の拒否	辞退勧告	－	－	1 ^(注2)
改善の不十分な事項のある確認結果	辞退勧告(改善不十分)	－	1	－
	注意(改善不十分)	4	2	3
合計		4	3	4

(注1)品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

(注2)品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となりました。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は下表のとおりです。

(単位：事務所)

	2019年度	2020年度	2021年度
レビュー拒否	－	－	1 ^(注1)
極めて重要な不備事項のある実施結果	3 ^(注2)	－	1
重要な不備事項のある実施結果	－	1	－

(注1)品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所について、監査・規律審査会の審査会長に報告しています。

(注2)「2019年度」欄には、2019年度以前において「否定的結論」又は「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を表明する場合に会長へ重大な疑念を報告した監査事務所数を記載しています。

2 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理のシステム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、下表のとおりです。なお、各表中には前年度からの繰越監査事務所に係る改善勧告事項の状況を含めて記載しています。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した 監査業務数
	監査事務所の 品質管理の システム	監査業務の 品質管理	計		うち改善勧告事項が 生じた事務所数	
2020年度	39	299	338	57	56	148
2021年度	69	453	522	75	73	182

(注)2020年度欄に含めている2019年度からの2繰越監査事務所は、いずれも改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理のシステム」が1件、「監査業務の品質管理」が14件あり、選定した監査業務数は3業務あります。また、2021年度欄に含めている2020年度からの1繰越監査事務所は、改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理のシステム」が8件、「監査業務の品質管理」が42件あり、選定した監査業務数は1業務あります。

(1) 「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項数は、下表のとおりです。

【「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり 平均数 (A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた 事務所数	
重要な不備事項のない実施結果	49 (25)	0.7 (0.5)	69 (53)	23 (21)	33% (40%)
重要な不備事項等のある実施結果	20 (14) (注2)	3.3 (3.5)	6 (4)	6 (4)	100% (100%)
合計	69 (39)	0.9 (0.7)	75 (57)	29 (25)	39% (44%)

(注1)()内には2020年度の数値を記載しています。

(注2)このうち重要な不備事項等のある実施結果の原因となった改善勧告事項は14(7)件です。

(注3)2020年度欄に含めている2019年度からの2繰越監査事務所のうち、限定事項付き結論の1監査事務所については改善勧告事項数が1件あり、限定事項のない結論の1監査事務所については改善勧告事項がありません。また、2021年度欄に含めている2020年度からの1繰越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が8件あります。

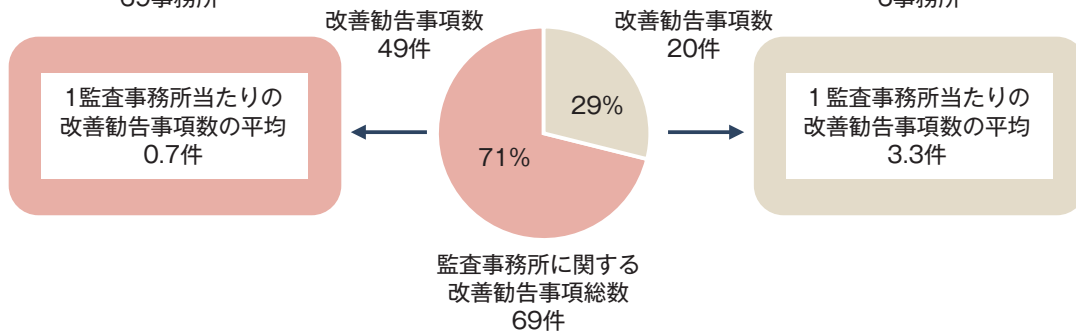
【2021年度レビュー報告書交付事務所数】75事務所

【重要な不備事項のない実施結果】

69事務所

【重要な不備事項等のある実施結果】

6事務所

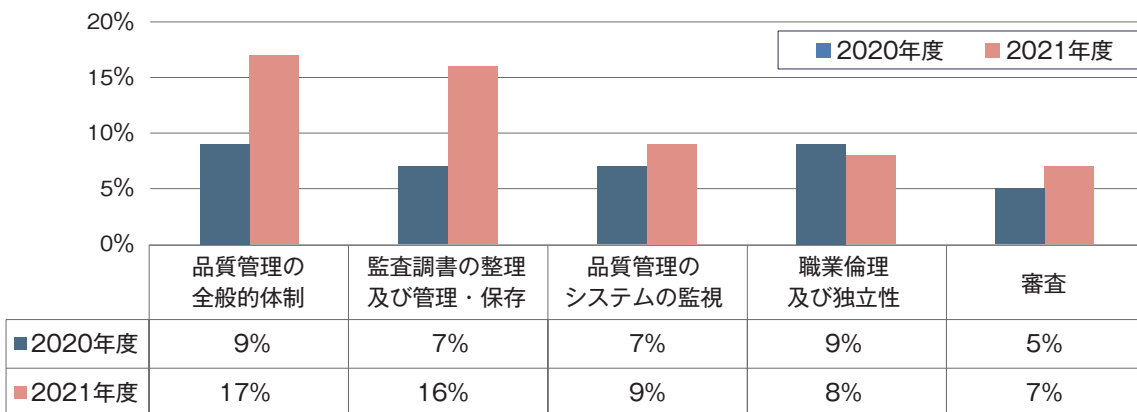


- ❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- ❷ 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理のシステム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理のシステム)

「監査業務の品質管理のシステム」に関連する改善勧告事項のうち、2020年度と比較して「品質管理の全般的体制」「監査調書の整理及び管理・保存」「品質管理のシステムの監視」「審査」の発生割合が増加しています。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理のシステム)】



(注) 「改善勧告事項数の発生割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

- ❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2021年度品質管理レビュー事例解説集 I 部・II 部」をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、下表のとおりです。

【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

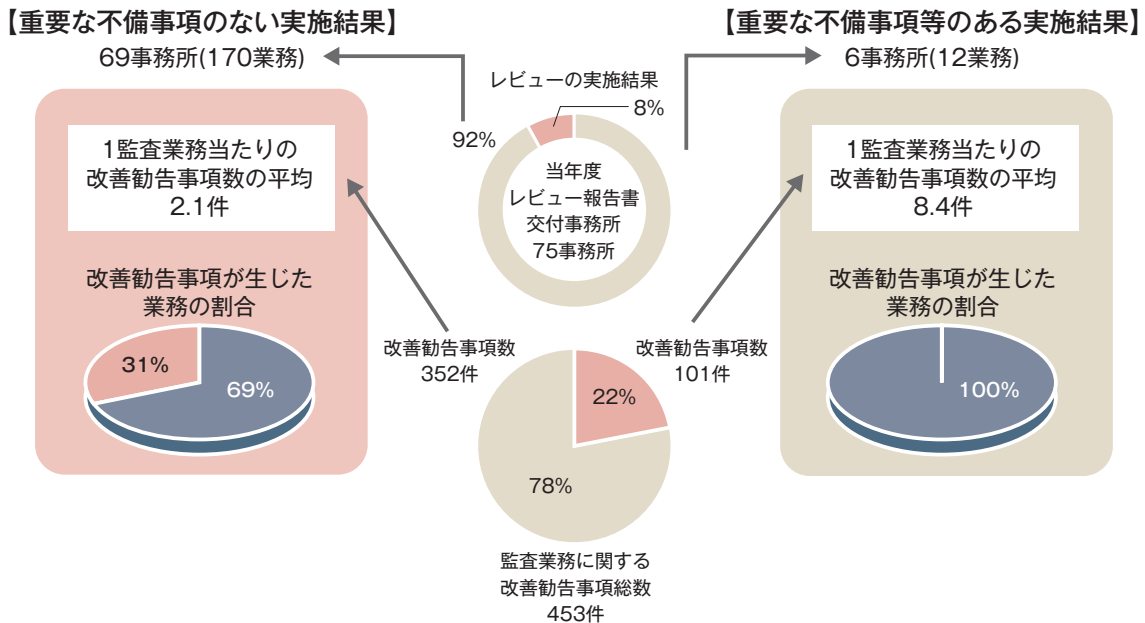
レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数	選定業務数		
	(A)	1監査業務当たり平均(A/B)		(B)	うち改善勧告事項が生じた業務数	
重要な不備事項のない実施結果	352 (268)	2.1 (1.9)	69 (53)	170 (143)	118 (93)	69% (65%)
重要な不備事項等のある実施結果	101 (31) <small>(注2)</small>	8.4 (6.2)	6 (4)	12 (5)	12 (5)	100% (100%)
合計	453 (299)	2.5 (2.0)	75 (57)	182 (148)	130 (98)	71% (66%)

(注1)()内には2020年度の数値を記載しています。

(注2)このうち重要な不備事項等のある実施結果の原因となった改善勧告事項は14(7)件です。

(注3)2020年度欄に含めている2019年度からの2線越監査事務所のうち、限定事項のない結論の1監査事務所については、選定した1業務において改善勧告事項数が1件あり、限定事項付き結論の1監査事務所については、選定した2業務において改善勧告事項数が合計13件あります。また、2021年度欄に含めている2020年度からの1線越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した1業務において改善勧告事項数が42件あります。

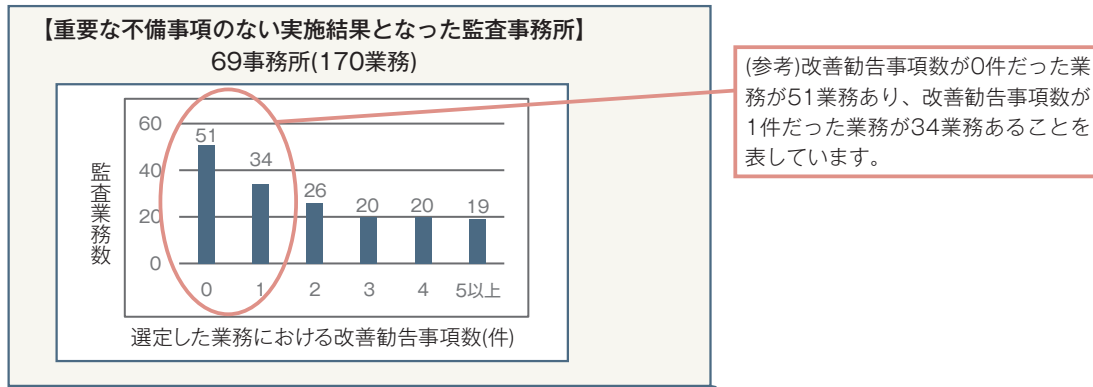
【2021年度レビュー報告書交付事務所数】 75事務所(182業務)



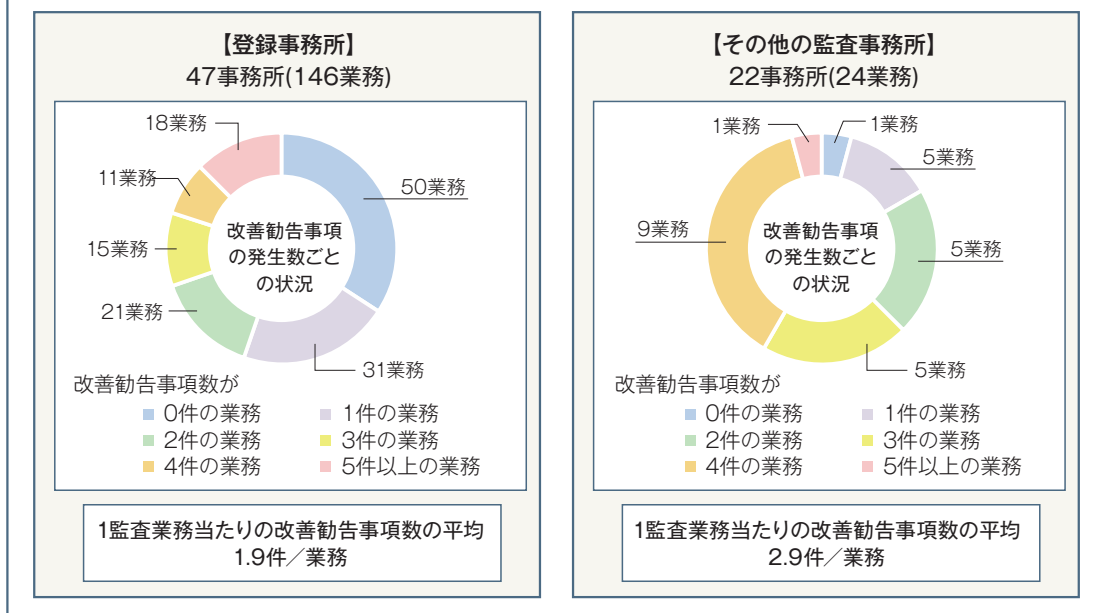
「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下表のとおりです。

【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】



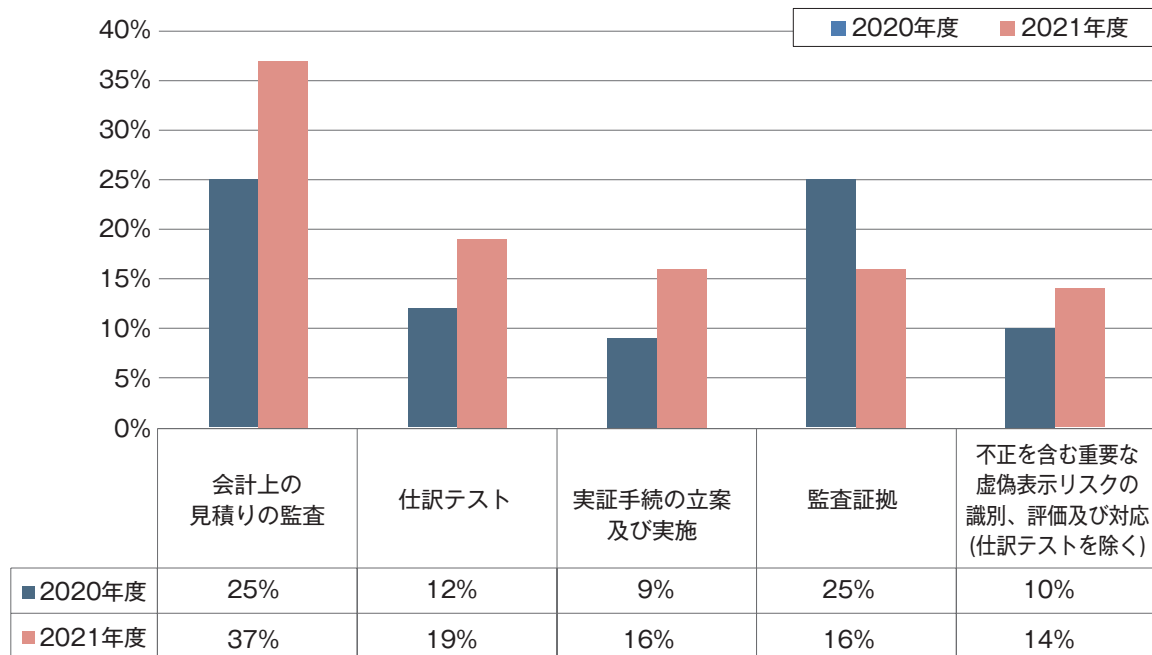
事務所区分別の改善勧告事項数ごとの状況



発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、2020年度と比較して「会計上の見積りの監査」「仕訳テスト」「実証手続の立案及び実施」「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)」の発生割合が増加しています。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】



(注) 「発生割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

3 上場会社監査事務所名簿等の状況

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録状況

2021年4月1日から2022年3月31日までの間に、品質管理委員会の審議を経て新たに登録事務所となった監査事務所は7監査事務所であり、上場会社との監査契約を全て解除したことなどを理由として登録を抹消された監査事務所は5監査事務所です。また、当該期間内に抹消リストに記載された監査事務所はありません。この結果、2022年3月31日現在、登録事務所は142監査事務所です。

【登録事務所の内訳】

(2022年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士 ^(注)	合計
本登録事務所	118事務所	8事務所	126事務所
準登録事務所	13事務所	3事務所	16事務所
登録事務所計	131事務所	11事務所	142事務所

(注)共同事務所は、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めています。

また、新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューチームが、品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて以下の点を中心に指導を行った結果を踏まえ、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。

- ・品質管理関連規程及びマニュアル類の整備
- ・上場会社の監査を実施するための十分な人的資源の確保
- ・業務執行社員のローテーション計画の整備
- ・特定の依頼人(契約予定の上場会社)に対する報酬依存度への対応
- ・受嘱予定監査業務の監査リスクの評価

なお、4月1日から3月31日までに開催された品質管理委員会において、本登録事務所又は準登録事務所への登録の申請について、登録の可否を決定した監査事務所等の件数は、下表のとおりです。

	2019年度末	2020年度末	2021年度末
上場会社監査事務所名簿に登録された監査事務所	5事務所	11事務所	3事務所
準登録事務所名簿に登録された監査事務所	8事務所	7事務所	7事務所
準登録審査件数	13件	13件	20件

(注1)上場会社との契約予定が生じる都度、監査事務所は、準登録事務所名簿への登録の申請を行う必要があるため、準登録事務所名簿に登録された監査事務所数と準登録審査件数は一致しません。

(注2)2021年度に品質管理レビューを実施した結果、2022年3月末現在、上場会社監査事務所名簿への登録可否審査未了監査事務所が2監査事務所あります。

(2)上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の状況

2021年4月1日から2022年3月31日までに開催した品質管理委員会において、新たに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を決定した監査事務所はありませんでした。

(3)登録事務所の開示・審査申立て等の状況

2021年4月1日から2022年3月31日までに、登録事務所に対する懲戒処分等の開示・審査申立て等の状況は以下のとおりです。

① 登録事務所に対する品質管理レビューの結果に伴う開示等の取扱いの状況

品質管理レビューを実施した結果、上場会社監査事務所名簿等において、重要な不備事項が見受けられた旨及びその概要の開示が行われた監査事務所はありませんでした。

② 登録事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱いの状況

上場会社監査事務所名簿等に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所は2監査事務所であり、その内訳は下表のとおりです。

公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所	1事務所
金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所	—
当協会の懲戒処分を受けた監査事務所	1事務所

③ 名簿再登録制限者の指定の状況

新たに名簿再登録制限者として指定された者はおらず、指定の解除を受けた者は2人です。2022年3月31日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は12人です。

④ 適正手続等審査会への審査申立ての状況

上場会社監査事務所名簿等への登録又は登録に関する措置に関して、新たに適正手続等審査会に審査申立てをした監査事務所はありません。なお、2018年度から旧上場会社監査事務所登録・措置不服審査会^(注)において継続して審査を実施しているものの、いずれも係争中のため結論が確定していない2監査事務所については、2019年10月1日において、適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされており、2021年度に当該事案に係る結論は議決されていません。

(注)品質管理レビュー制度における不服審査機関として設置していましたが、2019年7月の会則変更により、同年10月1日付けで、適正手続等審査会に一元化しました。

4 今後の行動計画

品質管理レビュー制度等の更なる機能向上のために2020年7月1日から新制度に基づく品質管理レビューを開始しています。当該新制度に基づくレビューも来年で3年目を迎えます。

品質管理委員会としては、新制度の目的をより一層達成するべく、国際的な品質管理基準や倫理規程の一連の改訂及び我が国での「監査に関する品質管理基準」の改訂等によって監査の厳格化が更に求められていることなどを踏まえ、以下の対応を行っていきます。

1. 指導機能の充実

従来より、監査事務所への往査に加えてオフサイトでの指導を強化してきました。具体的には、通常レビュー等の往査終了後における訪問や電話等のコミュニケーションを通じた、効果的な改善計画の策定及び改善措置の適切な実施についての指導です。オフサイトの指導については、レビューインターバル期間中の指導も含めてより充実していきます。

2. 国際品質マネジメント基準や倫理規程の改訂への対応

国際品質マネジメント基準第1号「監査事務所の品質マネジメント」、国際品質マネジメント基準第2号「審査」、国際監査基準220「監査業務における品質マネジメント」(改訂)は、2020年9月に国際監査・保証基準審議会により最終基準として承認され、倫理規程の改訂は2020年12月に国際会計士倫理基準審議会により最終承認されました。我が国においても2021年11月に「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)が改訂され、2022年3月に「品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の改正並びに品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」の公表」(公開草案)を公表する等の対応を進めています。これらを受けての、監査事務所の対応状況を継続して確認していきます。

3. 監査事務所の特性に応じた品質管理レビューの在り方の検討

組織構造の複雑性、運営上の特徴、ネットワークとの関係、監査業務の内容等の監査事務所の特性に応じて、適合する品質管理のシステムは異なります。前記2.の監査事務所の対応状況を踏まえ、より効果的かつ効率的な品質管理レビューを実施するため、監査事務所の特性に応じた品質管理レビューの在り方を検討していきます。

具体的には、品質管理のシステムの構成ごとに、監査事務所の特性に応じたリスクと当該リスクに対して確認すべき項目を想定するとともに、レビュー計画段階において業務管理体制の理解を通じて把握した監査事務所の特性を踏まえて、リスクに即したレビュー計画を作成していきます。

4. オフサイト・モニタリングの強化

通常レビューから次回の通常レビューまでの間に原則として3年間というインターバル期間があり、その間に監査事務所を取り巻く外部及び内部環境も変化していきます。

次回の通常レビューをより実効的・効率的に実施するため、このインターバル期間におけるオフサイト・モニタリングを更に強化し、大きな事象等の変化をモニタリングしていきます。

5. 会計監査の在り方に関する懇談会の論点整理への対応

2021年11月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)論点整理」では「会計監査の更なる信頼性確保」「公認会計士の能力発揮・能力向上」「高品質な会計監査を実施するための環境整備等」の観点から様々な論点が提示されました。品質管理委員会としては、「公認会計士の能力発揮・能力向上」への対応として、品質管理レビューにおけるリスク・アプローチの強化等を行い、職業専門家団体としての自主規制機能を十分に発揮し、より深度ある品質管理レビューの実施を徹底することで、会計監査の信頼性確保に寄与していきます。

品質管理委員会の構成員

品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです。(2022年5月23日現在)

品質管理委員会

委員長

小暮 和敏

日本公認会計士協会
副会長

委員(*)

唐津 恵一

東京大学
名誉教授
東海大学法学部
教授・学部長

委員(*)

林 謙太郎

日本取引所自主規制法人
常任理事

委員(*)

丸島 俊介

日本弁護士連合会
元事務総長

委員

伏谷 充二郎

日本公認会計士協会
常務理事

委員

新井 達哉

日本公認会計士協会
常務理事

委員

北方 宏樹

日本公認会計士協会
常務理事

委員

北澄 和也

日本公認会計士協会
常務理事

委員

小林 尚明

日本公認会計士協会
常務理事

委員

椎名 弘

日本公認会計士協会
常務理事

委員

南 成人

日本公認会計士協会
常務理事

(*)会員外の有識者を表示しています。

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

* 法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質
及び不正リスク対応」研修教材



教材コード Q030005

研修コード 3101

履修単位 1単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPE指定記事専用)で申告してください。なお、複数の媒体に掲載していますが単位申告は1度のみ、申告方法はいずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

<単位の上限>

1事業年度に取得できるCPE指定記事の単位の上限は40単位です(ただし、CPE指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限です)。

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会 会務運営戦略本部研修グループ

TEL : 03-3515-1126 FAX : 050-3737-6397



日本公認会計士協会